

# はじめに

## 1 移行措置について

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

### 1 移行措置期間における基本方針

○平成20年度中に周知徹底を図り、平成21年度から可能なものは先行して実施。

○移行措置期間中に、教科書の編集・検定・採択を行い、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から新しい学習指導要領を全面实施。

### 2 総則や道徳等は直ちに先行実施

○直ちに実施可能な、学習指導要領の総則や、道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、平成21年度から新しい学習指導要領の規定を先行実施。

### 3 算数・数学及び理科は教材を整備して先行実施

○算数・数学及び理科については、新課程に円滑に移行できるように、移行措置期間中から、新課程の内容の一部を前倒しして実施。(授業時数の増加も前倒し実施)  
○これに伴い、小学校では、総授業時数を各学年で週1コマ増加。(中学校は、選択教科等の授業時数を削減するため、総授業時数は変更なし)

○新課程の前倒しに伴い、現在の教科書には記載がない事項を指導する際に必要となる教材については、国の責任において作成・配布。(具体的方策は検討中)

### 4 他の各教科等(学校の判断で先行実施)

(1) 各教科(算数・数学及び理科を除く)

○各教科(算数・数学及び理科を除く)は、学校の判断により、新学習指導要領によることも可能とする。

○但し、以下のものについては、全ての学校で先行実施  
・ 地図帳で指導可能な「47都道府県の名称と位置」等の指導(小学校)

・ 音楽の共通歌唱教材として指導する曲数の充実等  
(小・中学校)

・ 体育の授業時数の増加(小学校低学年)

(2) 小学校における外国語活動

○第5・6学年における外国語活動は、各学校の裁量により授業時数を定めて実施することが可能。(各学年で週1コマまでは、総合的な学習の時間の授業時数を充てることが可能)

平成二十年三月、新しい小学校学習指導要領が告示されました。新学習指導要領は、平成二十三年度より全面実施となります。文部科学省は二十年六月、右のような「学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要」を発表しました。

また、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案」の「2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める告示案」として、国語については、以下の二点が示されました。

○新小学校学習指導要領によることもできるものとする。

○現行学習指導要領（平成10年文部省告示第175号をいう。以下同じ。）による場合には、平成22年度の第3学年の国語の指導に当たっては、新学習指導要領第2章第1節第2の（第3学年及び第4学年）の2（伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項）（1）ウ（ア）に規定する事項（ローマ字）を加えるものとする。

以上のことから国語科に関しては、右のように平成二十二年度の第3学年でローマ字を指導しなければならないほかは、「学校の判断」に委ねられたこととなります。

そこで、光村図書では、現行の教科書を使用しながら、新学習指導要領による授業を実施される場合に備え、次のいくつかの資料を作成しました。それぞれの資料は、次の内容から成っています。合わせてご活用いただければと考えます。

○移行期の年間計画（同封表面）

現行の教科書を用いながら、最低限の変更が必要あるいは可能な内容について提案しています。

○学習指導要領新旧対照表（同封裏面）

三つの欄から成ります。中央に「新学習指導要領」をおきました。左欄は「現行学習指導要領」で、新旧が対比できるように配しています。右欄は「備考」として新学習指導要領の特徴的なことや、新旧の関係などを簡潔に記しました。

○移行措置資料（本書）

右の「移行期の年間計画」で新しい方向の授業を提案した単元・教材について、その指導の留意点などの詳細を記しました。必要に応じて、補充すべき学習材そのものも例として収載しています。

## 2 新学習指導要領の特徴について

### 1 全体像

今回の改訂について、文部科学省は次のように説明しています。

現代および将来は「知識基盤社会」と規定することができ、そこにおいて求められるのは、

- 課題を見いだし解決する力
- 知識・技能の更新のための生涯にわたる学習
- 他者や社会、自然や環境とともに生きることなど

である。これこそが「生きる力」（平成10年告示学習指導要領のねらい）であり、これは、OECDが知識基盤社会に必要な能力として定義した「主要能力（キーコンピテンシー）」を先取りした考え方であった。

したがって、今回の学習指導要領においても、そのねらいを継続するものである。

#### ↓「目標」の継続

いっぽう、この10年間を顧みると、「生きる力」の理念の実現においていくつかの課題があることが分かった。また、教育基本法・学校教育法などの改正を踏まえ、理

念がよりよく実現するために、その具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領を改訂するものである。

- ↓ 教育課程の枠組みの改善 ↓ 授業時数の増加など
- ↓ 教育内容の改善

そして、教育内容の改善のポイントとして次の各項が挙げられています。

- 言語活動の充実
- 理数教育の充実
- 伝統や文化に関する教育の充実
- 道徳教育の充実
- 体験活動の充実
- 小学校段階における外国語活動
- 社会の変化への対応から教科等を横断して改善すべき事項（情報教育・環境教育・ものづくり・キャリア教育・食育・安全教育・心身の成長発達についての正しい理解）

以上のことから、小学校全体で350時間程度授業時数が増えたり、5・6年に英語活動が導入されたりしました。ここで示された考え方は、各教科の改訂内容にも確実に反映されています。

## 2 小学校「国語科」

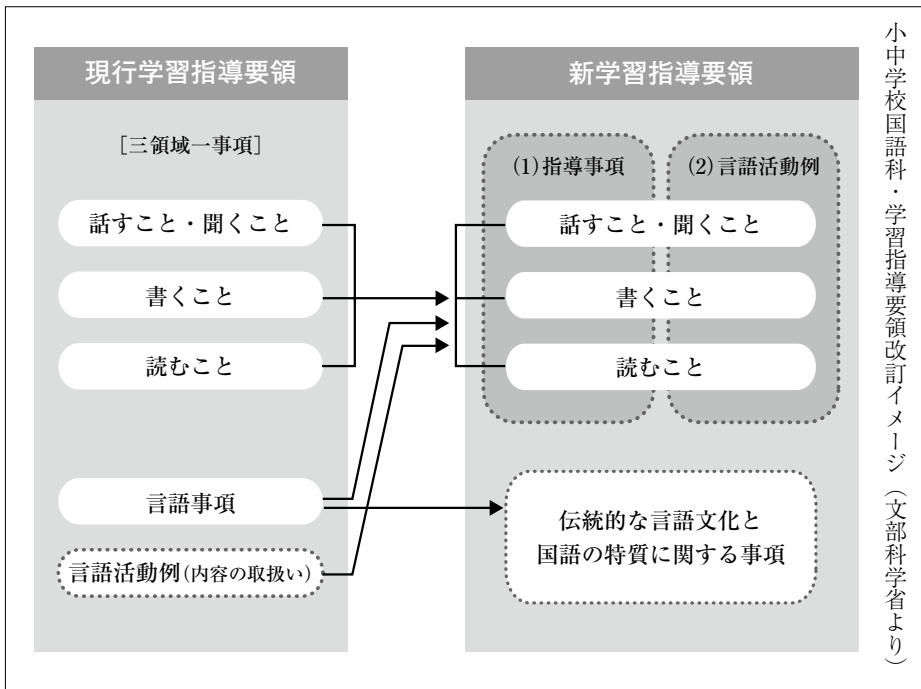
小学校「国語科」改訂のポイントについて、文部科学省は次のように説明しています。

日常生活で生きてはたらし、各教科等の基本ともなる基礎的な国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることに重点を置いて内容を改善。

右の考え方のもと、内容の構成については、次のように変更になりました。

- ① 「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の三領域は継続しながら、言語活動のプロセスを明確にして指導事項を配列。(注1)
- ② 各領域の能力が確実に身に付くよう、記録、報告、解説などの言語活動例を「内容の取扱い」から「領域の内容」に移行し、より具体的に。
- ③ 現行の「言語事項」を伝統的な言語文化、言葉の特徴やさまり、文字、書写から構成される「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」に。(注2)

注1「書くこと」の指導事項は、「話題・取材、構成、記述、推敲、交流」という活動順であり、他領域も同様の考え方で並んだ。中学校も同様である。



注2「言語事項」の一部は、各領域の指導事項として配分された。

### 3 新学習指導要領の内容と移行期の指導

#### 低学年

時間数35時間増。指導内容に大きな変更はなし。

年間35時間増で、週当たり9時間の授業時数となります。

35時間の内訳は、「話すこと・聞くこと」5時間増、「書くこと」10時間増、「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」(「書写」も含む)を合わせて20時間増です。

低学年の指導内容をみると、新たな内容が加わったというものはありません。時間数を増やしたのは、「繰り返しによる基礎・基本の定着」(中教審)が目指されているものと考えられます。

そこで、小社では、別添「移行期の年間計画1年」において、時間数だけを増やす提案をしている箇所があります。ここでは、「話を終わりまで聞く」「相手を見て話す」「文字を正しく書く」「一定の速さで書く」「主語と述語を対応させて書く」「『は・を・へ』などの助詞を正しく書く」「ある程度の長さの文章を、ほぼ間違えずに読む」「語のまとまりで読む」「一定の速さで読む」などの、いわば基礎体力というべきものがつくよう、指導していただければと考えました。

本書で特に取り上げたのは、新学習指導要領で要求されている次の事項です。これらは、ふだんの授業の中で行われていることではありますが、これからは、その「力」をつけることを意識した授業が望まれることになります。

○「話すこと・聞くこと」

(2) イ「尋ねたり応答したり、グループで話し合って考えをつにまとめたりすること。」

○「書くこと」

(1) オ「書いたものを読み合い、よいところを見付けて感想を伝え合うこと。」

○「読むこと」

(1) エ「文章の中の大事な言葉や文を書き抜くこと。」

オ「文章の内容と自分の経験とを結び付けて、自分の思いや考えをまとめ、発表し合うこと。」

#### 中学年

ローマ字の指導が第3学年に。伝統的な言語文化として短歌・俳句の音読やことわざなどにふれること。

4ページに記した文部科学省の告示にもあるように、ローマ字の学年指定が変更となりました。平成22年度の3年生については、必ず指導しなければならないので注意が必要です。時間数に変更はなく、微調整をして週当たり7時間になりました。

指導内容に関しては、低学年同様、現行の授業でも行われていたものがほとんどです。ただし、今後は「力」として身につけさせるように意図的・計画的に指導し、評価することと

なりません。

本書においては特に次の事項を中心に取り上げました。

○「話すこと・聞くこと」

(2) イ「学級全体で話し合っただけで考えをまとめたり、意見を述べ合ったりすること。」

ウ「図表や絵、写真などから読み取ったことを基に話したり、聞いたりすること。」

○「書くこと」

(1) オ「書いたものを発表し合い、書き手の考えの明確さなどについて意見を述べ合うこと。」

(2) エ「目的に合わせて依頼状、案内状、礼状などの手紙を書くこと。」

○「読むこと」

(1) エ「目的や必要に応じて、文章の要点や細かい点に注意しながら読み、文章などを引用したり要約したりすること。」

○「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」

ア(ア)「易しい文語調の短歌や俳句について、情景を思い浮かべたり、リズムを感じ取りながら音読や暗唱をしたりすること。」

(イ)「長い間使われてきたことわざや慣用句、故事成語などの意味を知り、使うこと。」

ウ(ア)「第3学年においては、日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと。」

高学年

時間数は変わらず、新規事項がいくつか入る。

高学年では、新規事項がいくつか目立ちます。ただし、そのうちの多くは、現行教科書でも扱っていたり、ふだんの授業でも行われていたりする内容です。新規で登場し、本書でも取り上げたうち、主なものを次に挙げます。時間数が増えないので難しい面もありますが、新たな指導内容が実現できるように調整して年間計画を提案しました。

○「書くこと」

(1) エ「引用したり、図表やグラフなどを用いたりして、自分の考えが伝わるように書くこと。」

カ「書いたものを発表し合い、表現の仕方に着目して助言し合うこと。」

(2) ア「経験したこと、想像したことなどを基に、詩や短歌、俳句を作ったり、物語や随筆などを書いたりすること。」

○「読むこと」

(2) ア「伝記を読み、自分の生き方について考えること。」

○「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」

ア(ア)「親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章について、内容の大体を知り、音読すること。」

(イ)「古典について解説した文章を読み、昔の人のものを見方や感じ方を知ること。」

イ(ケ)「比喩や反復などの表現の工夫に気付くこと。」

# 本書の内容と構成

## 1 本書で扱っている単元・教材

前ページまでの「はじめに」に記した考え方のもと、本書では大きく分けて次の二つのパターンの提案をしています。

### ① 現行教科書の単元・教材の扱いに、新しい学習活動・指導内容を組み込む提案

ほとんどがこのパターンになります。ただし、新規事項の中には「交流」などどこでも実施可能な内容もあります。本書においては、小社が適切と思うところで提案していますが、そこでなければならぬというものではありません。

### ② 現行教科書にない材料を用いて、新たな学習を展開する提案

この場合、材料の多くは教科書巻末の「言葉の森」(資料及び発展教材)にあるものを用いています。また、第3学年「ローマ字」をはじめとするいくつかについては、本書中に学習材の例を掲載しています。

なお、別添の学年別「移行期の年間指導計画」では、右の①②のほか、単元・教材の配当時数のみ変更する提案などもしています。主として次のような場合ですが、それらは本書では扱っていません。

○低学年……………指導時数増にあたり、その全てを新たな指導事項に充てるのではなく、現行の単元・教材の配当時数を増やすことで、基本的・基本的事項の習得がより進むように意図したもので、

○中学年以上……………指導内容が繰り下がるなどして、現行の教材では軽く扱えばよくなったものなど(4年「ローマ字」、5年「依頼状・礼状」など)。

## 2 各単元・教材の扱い

本書では、取り上げた単元・教材ごとに、次の各要素を示しました。

### A 前書き……………単元・教材の目標・身につけたい力・指導計画例(次ごとの評価規準)

前項で述べた①パターンの場合、新たに加わった部分のみゴチック体で示しています。左ページの例では、「身につけたい力」で「話・聞(一)ウ」が加わり、その指導のために「指導計画例」に「第4時」が加わっています。

